

～祭り、各種イベントの中止で苦しむ関連業種を支援します～

祭縮小の影響に対する団体等の酒・料理購入支援

目的

祭事や各種イベントの中止による売上減少に苦しむ酒小売業や関連業種に対し、団体での 集会 に必要な経費の一部を補助することにより、地区の伝統文化の保全と関連業種の事業維持を図ります。

対象者条件

下記の全てを満たす団体。(※1)

- ・組織体制が確立している地縁団体及び祭り関係団体
- ・一定の地域活動の実績を持ち、事業を完遂できる見込みがある団体
- ・集会 等における感染予防対策を図ることができる団体
- ・団体の規約を有し、代表者が明らかである団体(※2)
- ・自ら経理し、監査する会計機能を有する団体



※当制度は、祭り等のイベント中止などで苦しむ酒小売店等の小売店支援を目的としています。当制度の目的をご理解いただき、地元のお店の利用にご協力ください。

※基本的な感染対策を徹底していただき、当制度をご利用ください。

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び限度額	申請回数
団体懇親会補助事業	団体構成員間の親睦を目的として実施する 集会 等に係る経費で、市内に本店を置く店舗から購入する次に掲げる経費 (1) 酒類及び飲料の購入経費 (持ち帰り分も可) (2) 1名ごとの弁当等の購入経費 ※3	補助率は購入費用が 税込1万円未満の場合 は3分の1、1万円 以上2万円未満の場合 は2分の1、2万円 以上は3分の2とする。上限を10万円とし、千円未満の端数は切り捨てとする。	補助対象者が申請できる回数は、1回限りとする。複数の 集会 を対象とする。

※1 個人での申請はできません。

※2 規約がない場合は、当該団体が所属する地区の区長の署名により申請することが可能です

※3 1名ごとの、折詰、弁当、パックなどを対象とします。(感染対策にご理解ください。)

対象期間

令和4年4月1日から令和4年5月31日まで(申請は令和4年6月30日まで)

申込み方法

- ・事業着手後(事業経費の支払が終わった後)に、補助金交付申請書に添付書類を付して商工課までご提出ください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901